(5) 回復期リハビリテーションを要する状態及び算定上限日数
別表第九に掲げる状態及び日数
(6) 休日リハビリテーション提供体制加算の施設基準
休日を含め、週七日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。
(7) リハビリテーション充実加算の施設基準
回復期リハビリテーションを要する状態の患者について、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を一日当たり六単位以上算定していること。
(8) 体制強化加算の施設基準
イ 当該病棟において、リハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専従の常勤医師が一名以上配置されていること。
ロ 当該病棟において、退院調整を行うにつき十分な経験を有する専従の常勤社会福祉士が一名以上配置されていること。

十一　削除

十一の二　地域包括ケア病棟入院料の施設基準等

(1) 通則
イ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を一割以上入院させる病棟又は病室であること。
ロ 当該保険医療機関内に在宅復帰支援を担当する者が適切に配置されていること。
ハ 当該病棟又は病室を有する病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が一名以上配置されていること。
ニ データ提出加算の届出を行っていること。
ホ 特定機能病院以外の病院であること。
ヘ 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料に係る届出を行った保険医療機関であること。
ト 地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な体制を有していること。

(2) 地域包括ケア病棟入院料1の施設基準
イ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ロ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
ハ 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
ニ 地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。
ホ 当該病棟において、退院患者に占める、自宅等に退院するものの割合が七割以上であること。

(3) 地域包括ケア入院医療管理料1の施設基準
イ 当該病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病室を有する病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病室を有する病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ロ 当該病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
ハ 病院の一般病棟又は療養病棟の病室を単位として行うものであること。
ニ (2)のニを満たすものであること。
ホ 当該病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割以上であること。

(4) 地域包括ケア病棟入院料2の施設基準
イ 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
ロ (2)のイ及びロを満たすものであること。

(5) 地域包括ケア入院医療管理料2の施設基準
イ 病院の一般病棟又は療養病棟の病室を単位として行うものであること。
ロ (3)のイ及びロを満たすものであること。

(6) 地域包括ケア病棟入院料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める地域
別表第六の二に掲げる地域

(7) 地域包括ケア病棟入院料の注2に規定する施設基準
イ 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟又は病室単位で行うものであること。
ロ 当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟又は病室を有する病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ハ 当該病棟又は病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
ニ 当該病棟又は病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割以上であること。
ホ 地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。

(8) 看護職員配置加算の施設基準
一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟又は病室を含む病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一以上であること。

(9) 看護補助者配置加算の施設基準
一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟又は病室を含む病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(10) 地域包括ケア病棟入院料の注6に規定する別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬について
別表第五の一の三に定めるもの

十二

(1) 特殊疾患病棟入院料の施設基準等
イ 脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を概ね八割以上入院させる一般病棟であって、病棟単位で行うものであること。
ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者を行う看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であることとする。
ハ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
ニ 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。
ホ 特殊疾患医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。